

川崎市上下水道局規程第27号

川崎市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月30日

川崎市上下水道事業管理者 池之上 健 一

川崎市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年川崎市上下水道局規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第5中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規程は、令和8年7月1日から施行する。